

平成27年2月20日

於 教育委員会室

平成27年2月

大和市教育委員会臨時会

大和市教育委員会

平成27年2月大和市教育委員会臨時会

○平成27年2月20日（金曜日）

○出席委員（5名）

1番	委員長職務代理者	鈴木勝雄
2番	委員	石川創一
3番	教育長	柿本隆夫
4番	委員	篠田優里
5番	委員	青蔭文雄

○事務局出席者

教育部長	坂本滝男	教育総務課長	齋藤園子
学校教育課長	犬塚克徳		

○書記

教育総務課 政策調整 担当係長	飛田幸人	教育総務課 政策調整 担当主査	瀬古直之
-----------------------	------	-----------------------	------

○日程

1	開会	
2	会議時間の決定	
3	会議録署名委員の決定	
4	議事	
	日程第1（議案第9号）	大和市就学援助に関する規則の一部を改正する規則について
	日程第2（議案第10号）	県費負担教職員の管理職人事について
5	閉会	

開会 午前10時00分

- 青 蔭 ただいまから、教育委員会2月臨時会を開会いたします。
委員長 会議時間は、正午までといたします。
 今回の会議録の署名委員は、4番篠田委員、1番鈴木委員、それぞれよろしく願いいたします。

◎議 事

- 青 蔭 それでは、議事に入ります。
委員長 日程第1（議案第9号）「大和市就学援助に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

細部説明を求めます。犬塚学校教育課長。

- 犬 塚 それでは、日程第1（議案第9号）「大和市就学援助に関する規則の一
学校教育 部を改正する規則について」ご説明いたします。
課 長 今回の改正は、来年度から大和市在住の県立中等教育学校就学者を就学援助の対象とするものです。

具体的な改正内容についてご説明いたします。第2条が就学援助の対象を定めた規定となっており、「生徒の保護者」の次に「又は本市に住所を有し、神奈川県立の中等教育学校（前期課程に限る。）に就学している生徒の保護者」という規定を加えます。

この改正に併せて文言の整理をしております。例えば第2条に「各号の一に」という表記がありますが、最近の例規では余り使われないため、「各号のいずれかに」と規定を変えております。

さらに、第2条のただし書きとして、現行では、大和市特別支援教育就学奨励に関する規則の対象者を就学援助の対象者から除く規定がございます。実際には、特別支援の就学奨励費よりも就学援助費の方が優先されておりますので、このただし書きは削除いたしました。

その他にも、送り仮名の修正や、学校教育法や生活保護法の法律番号を入れるなどの改正をしております。

- 青 蔭 委員長 ただいま細部説明が終わりました。質疑、ご意見等がございましたら、よろしくお願ひします。
- 石 川 委員 今後、中等教育学校に通う生徒数についての予測は立ちにくいと思ひますが、現在、通学している生徒は何人いるのでしょうか。
- 犬 塚 学校教育課長 現在は、大和市からは、毎年10人前後が入学しています。多い年は12人、少ない年には6人といった状況で、平均すると10人程度です。このため、中学校に当たる前期課程には、30人程度が通学すると予測しています。
- 石 川 委員 そうすると、その中で就学援助の該当になる方は、数人ということになりますね。
- 犬 塚 学校教育課長 大和市の平均が約30%ですので、対象者は8人程度と考えております。
- 石 川 委員 特別支援教育就学奨励費を対象者から外すという規定を削除していますが、これに関しては、第一義的に就学援助費を受給していただくという説明でした。特別支援教育就学奨励費と重複して受給はできないと思ひますので、確認ですが、特別支援教育就学奨励費の規則の方に、就学援助費の対象者は除く旨の規定があるということによろしいでしょうか。
- 犬 塚 学校教育課長 そのとおりです。特別支援教育就学奨励に関する規則には、大和市の就学援助を受けている家庭は除くという規定がございます。今まで、両方にただし書きありましたので、今回整理をして、就学援助費の規則のただし書きを削除することとしたものです。
- 石 川 委員 分かりました。
- 篠 田 委員 中等教育学校が設置されてから何年かたちますが、来年度から実施することとした背景を教えてください。
- 犬 塚 学校教育課長 まず、現在通学している生徒も対象となりますので、新1年生も当然ですが、今いる1・2年生も対象となります。
- 就学援助の対象については、関係団体からのご意見を受けており、中等教育学校を対象にしてほしいとの要望も受けておりました。検討の結果、

公立学校という観点で中等教育学校も対象者とした方が良いと判断いたしました。それが今回のタイミングになったということです。中等教育学校については、給食がございませんので給食費を支出することはございません。このため、市立学校に通う児童生徒ほどの支給額はございませんが、必ず電車賃がかかっておりますので、定期代が支給される点はメリットになると思います。

○篠田委員 私が知っている限りでは、副読教材などの費用が市立中学校よりも多くかかりますので、やはりこれは助かるのではないかと思います。参考までに他市の状況を伺ってもよろしいでしょうか。

○犬塚学校教育部長 学校教育課で調査をしたところ、半数よりもやや多い市が対象外としています。

○篠田委員 分かりました。

○鈴木委員 これでよろしいと思いますが、例えば「行なう」を「行う」にするという改正は、今後この形で統一するということによろしいのですか。

○齋藤教育総務課長 教育委員会に関する規則については、今後「行なう」は改正後の「行う」に、「各号の一」は「各号のいずれかに」という形で、統一していきます。

○石川委員 公的にはどちらでも通用するとは思いますが、要するに統一することですから、それはそれで構わないと思います。

○青蔭委員長 文言の整理ですから、これでよろしいかと思います。

○柿本教育長 今回の改正は、これまで市立小・中学校に通う児童・生徒の保護者を対象としていたものを、県立の中等教育学校の前期課程まで拡大するものです。現在、子どもの貧困や格差の問題がクローズアップされておりますので、就学援助制度は子ども達の大きな支えになると思っております。

今回の補正予算でも、当初の見込みよりもその対象者が多かったという現実がございます。そうした中で子どもの就学に対する意欲や、精神的なゆとりなどを考えますと、就学援助制度が今後ますます大きな役割を果た

していくと思っております。そういった観点から、今回の改正は意味のあるものだと思っております。

○石川委員 今回、県立の中等教育学校まで広げることにはしていますが、今後は、国立の中学校なども対象として検討するのでしょうか。実際には、鎌倉や横浜まで通わせる保護者が経済的に困っておられるということは少ないと思いますが、将来的にはそのようなことも考えていくのでしょうか。

○犬塚学校教育課長 大和市の就学援助については、大和市の学校に在学していれば区域外就学の児童・生徒の保護者も対象としています。例えば、中学3年生で残り数か月で瀬谷に引っ越したけれど、大和で卒業したいという場合には、大和で支給しています。ですから、その学校がある自治体がどう扱うかという問題もあるかもしれません。

将来的にとのことですが、大和市から国大附属の学校に通っている子どもは、毎年数名という状況です。石川委員のおっしゃるとおり、対象となるご家庭は、ほとんどいらっしゃらないのではないかと考えております。

○石川委員 学校がある自治体で支給ということになりますと、県立中等学校は相模原にありますので、今回の規則改正との整合が図れなくなります。今回の改正の趣旨については賛成いたしますが、国立に関しては、今後の課題かと思えます。

○篠田委員 この件とは直接には関わらないかもしれませんが、高校生の奨学金制度を行っているかと思えます。例えば県立中等教育学校の前期課程に通っていた子が就学援助費を受けていた場合、後期課程に進学した際に、奨学金の給付の対象にはなるのでしょうか。

○犬塚学校教育課長 これまで市立中学校を卒業した子を対象として行っており、校長からの推薦を条件として、さらに所得や成績要件も課しております。中等教育学校を対象とする場合には、中等教育学校の校長からの推薦が必要となるかと思えます。今後、検討をさせていただきたいと思えます。

○青蔭委員長 よろしく申し上げます。

○柿本教育長 就学援助に関しまして石川委員からご指摘がありましたけれども、今回は確かに対象の拡大ということですが、これから問題になってくるのはそ

の内容です。就学援助の内容をどこまで充実させるかという問題と、基準の問題がございます。社会的な動向や子どもの生活の実態を見据えながら、教育委員会の中で議論していきたいと思っております。

○青 蔭 委員長 そのときは会議で議論をしてみたいと思います。今回の改正については、いかがでございましょうか。

○石 川 委員 今回の改正についてはよろしいかと思えます。

○青 蔭 委員長 よろしいでしょうか。

他にないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより議案第9号について採決いたします。

本件の原案についてご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○青 蔭 委員長 異議なしということでございますので、議案第9号は可決いたしました。

続きまして、日程第2(議案第10号)ですが、非公開とすべき人事案件ですので審議を非公開といたしますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○青 蔭 委員長 異議なしということですので、日程第2(議案第10号)は非公開といたします。

(非公開の審議)

◎閉 会

○青 蔭 委員長 以上にて、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて教育委員会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時30分